

地方自治法第199条第14項の規定により、随時監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月24日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男  
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和3年度随時監査  
監査結果及び措置状況

令和4年1月25日付け3那監第1532号（福祉課分）

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>契約代金の支払い方法は、月払いとし、年度の金額を12月数で分割し、当月中に支払いをする前金払いで処理されている。</p> <p>本件は毎月の均等払いではあるが、業務履行確認の後、翌月に支払うべきである。</p> <p>経費の支出は、債務の履行を確認した後に支払う完了払が原則であることを踏まえ、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>ご指摘を受けまして、令和3年10月分より、翌月に報告書による業務履行確認を行った後、支払い処理を行っております。</p> <p>今後は、経費の支出に際し、業務等債務の履行確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>